令和８年９月２９日に開催された理事会において、下記の会員について会則第２３条第１項第三号の処分が決定されましたので、会則施行規則第２３条により公表いたします。

被 処 分 者　　清 水　宏 樹　（港支部）

処分年月日　　令和８年９月２９日（理事会議決日）

処 分 内 容　　廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む）
（東京都行政書士会会則第２３条第１項第三号）

処 分 理 由　　（違反している規則、会則）
①行政書士法第１０条（行政書士の責務）
②行政書士法第１３条（会則の遵守義務）
③行政書士法施行規則第６条第１項（業務の公正保持等）
④行政書士法施行規則第９条第１項（法令又は依頼の趣旨に反する書類の作成）
⑤行政書士法施行規則第１０条（領収証）
⑥東京都行政書士会会則第１８条第１項（会員の責務等）
⑦東京都行政書士会会則第２８条の２（領収証）
⑧東京都行政書士会倫理規程第３条第２項（事実の虚構）
⑨東京都行政書士会倫理規程第７条（虚偽の事実の作出）

被処分者は、在留資格認定証明書交付申請業務等について、申請人又は申請代理人から直接の依頼を受けることなく、第三者を介して受任し、また、本人確認義務を怠り、第三者の指示に従い、申請書類の確認等をすることなく、２年間にわたり１００件強もの申請取次等を繰り返した。さらに、架空の領収証を発行するなど、行政書士としての信用を害し、行政書士の制度そのものに対する信頼も害した。

これらの行為は、行政書士法、その他関係法令に明確に違反、違背するものであり、極めて悪質なものと言わざるを得ない。

以上の理由から上記の処分を科す。